

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年4月1日(月)午後1時34分から午後2時23分

2. 開催場所 宇和島市役所 2階 大会議室

3. 出席委員 43(名)

会長 7番 小清水 千明
会長職務代理者 23番 和田 恵子

農業委員

1番	井上 惣一	2番	大島 博雅
3番	大塚 武司	4番	加賀山 洋介
5番	門脇 忠男	6番	鎌田 吉太郎
		8番	酒井 栄治
9番	末光 亨	10番	清家 儀三郎
11番	高木 伯志	12番	武内 英二
13番	谷本 宏明	14番	中尾 美千代
15番	兵頭 立士	16番	堀田 善春
17番	松浦 良規	18番	宮河 宣仁
19番	山口 一光	20番	山本 一也
21番	若藤 寿治	22番	早稻田 由孝
		24番	渡邊 与志樹

最適化推進委員

1番	赤松 利秋	2番	石城戸 豊治
3番	井上 和久	4番	上谷 一郎
5番	氏原 邦弘		
		8番	木村 寛
9番	河野 順子	10番	河野 秀雄
11番	佐々木 新仁	12番	上甲 一博
13番	白井 照良	14番	躰長 大
15番	竹葉 直正		
17番	西村 守	18番	船田 満志
19番	松本 武雄	20番	森崎 正
		22番	山田 悌示
23番	渡邊 鉄雄		

4. 欠席委員(4名)

農業委員

最適化推進委員 6番 岡山 正喜 7番 梶原 茂夫
16番 土居 喜三郎 21番 薬師寺 悦子

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

14番 中尾 美千代 15番 兵頭 立士

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第2号 農地法第3条の規定による許可申請の取消願について
報告第3号 農地法第6条第1項の規定による報告について
報告第4号 農地法第6条の2第1項の規定による報告について
報告第5号 農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約
通知について
報告第6号 諸証明について
(令和6年2月16日～令和6年3月15日までの事務局処理事案)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
議案第3号 宇和島農業振興地域整備計画の変更について
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市
農用地利用集積計画(案)の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 庵崎 正幸 次長兼管理係長 中島 慶和
農地係長 山下 佳彦 専門員 境本 博佳
一般事務 山本 真由実

7. 産業経済部職員

農林課長 岩見 藤三郎

8. 会議の概要

《庵崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席ください。
携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるかマナーモード等への切替をお願いいたします。

《 会 長 》

只今の出席委員は農業委員23名、農地利用最適化推進委員19名であります。

定足数に達しておりますので、只今より令和6年4月総会を開会いたします。

《庵崎局長》

それでは初めに、小清水会長よりご挨拶を申し上げます。

《 会 長 》

会長挨拶。

欠席報告を願います。

《中島次長》

はい。失礼いたします。本日は、岡山委員、梶原委員、土居喜三郎委員、薬師寺委員がが所用のため欠席です。また、中尾委員から少し遅れるという連絡をいただいております。以上でございます。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人に中尾委員、兵頭委員を指名いたします。

まず、報告第1号から第6号までを議題といたします。事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。

説明の前に、議案の一部訂正がございます。総会議案14ページ目をお開きください。議案14ページ目、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画中、下段の地区別件数の吉田地区、所有権移転の面積及び件数ですが、面積765,561㎡となっておりますが、7656.61㎡の誤りです。また、0件となっておりますが、7件でございます。また、全体の面積及び件数も同様の数字となります。修正をお願いします。訂正は以上でございます。

(報告第1号から第6号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。

何かご質問はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

《庵崎局長》

これから議案に入るわけですが、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認

について、の中に小清水会長の農業委員会等に関する法律第31条に係る案件があるため、この第1号に限りまして和田会長職務代理者が議長の方を務めます。

《和田代行》

次に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書6ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、今月は21件の申請となっております。申請の詳細、担当委員につきましては議案書6ページから8ページに記載しておりますので、確認をお願いします。

事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、3条2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしている、と事務局では考えております。

以上でございます。

《和田代行》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《井上惣一委員》

131番について説明いたします。◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さんは◇◇◇◇にあり、◇◇◇◇のための使用貸借権設定となります。何ら問題はありません。以上です。

《小清水委員》

失礼いたします。132番について説明いたします。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇くんは、◇◇◇◇という関係に当たります。◇◇◇◇のためという理由は書いておりますが、先月出した議案の中でですね、番地の漏れがございました。その2件分を今回上程したということでございます。

133番、◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんは◇◇◇◇にあります。先程の報告第2号にもありましたように、◇◇◇◇ために◇◇◇◇ができないということで、◇◇◇◇のために◇◇◇◇となるように、今回、契約をし直すというものでございまして、何ら問題ございません。以上です。

《加賀山委員》

134番について説明します。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇に当たり、◇◇◇◇さんは熱心に耕作をしておられます。◇◇◇◇のため、◇◇◇◇さんが耕作するということになりました。何ら問題ありません。

《谷本委員》

135番について説明します。◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さんですが、◇◇◇◇さん、◇◇◇◇より◇◇◇◇されるそうです。◇◇◇◇の畑を使用貸借ということで、別段問題はないと思われます。

続きまして、136番について説明をいたします。◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さん、これは◇◇◇◇です。この方も◇◇◇◇のためでありまして、何も問題ないと思われます。以上です。

《躰長委員》

137番から140番まで説明をいたします。137番は、◇◇◇◇さんが◇◇◇◇をしたいと農地を探していたところ、◇◇◇◇により耕作できないということで、耕作者を探していた◇◇◇◇さんと話がまとまりました。所有権を移転するものです。◇◇◇◇さんは熱心な方で、問題はありません。

138番は、◇◇◇◇さんが◇◇◇◇のため耕作ができないということで、耕作者を探していたところ、熱心に◇◇◇◇をしている◇◇◇◇さんが耕作するということがまとまりました。所有権を移転するものです。問題はありません。

139番は◇◇◇◇さんが◇◇◇◇したいと農地を探していたところ◇◇◇◇さんと話がまとまり、所有権を移転するものです。◇◇◇◇さんは熱心に農業をされており、問題ありません。

140番は◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんは◇◇◇◇であります。◇◇◇◇のため使用貸借権を設定するものです。熱心に農業されており、問題はありません。

《森崎委員》

141番についてご説明いたします。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんは◇◇◇◇でありまして、◇◇◇◇のために所有権を移転いたします。何ら問題ありません。

《兵頭委員》

142番について報告いたします。◇◇◇◇ですが、◇◇◇◇さんとの宅地に隣接する、現状は畑、登記は宅地なんですが、◇◇◇◇さんが畑として利用したいということで◇◇◇◇さんとお話がまとまりまして、所有権移転という形の案件でございます。何ら問題ないと思います。

《上甲委員》

143番について説明します。担当委員の岡山さん本日欠席でございますので、代わりに説明いたします。◇◇◇◇さんは、先月使用貸借権の解除にあたり、誰か作ってもらう人を探していたところに、近くで耕作されている◇◇◇◇さんと話がまとまり、耕作してもらうことになりました。◇◇◇◇さんも◇◇◇◇されていて、自家野菜を作るなど積極的に農業されていて、何も問題はないと思います。

《松本委員》

144番について説明させていただきます。譲渡人の◇◇◇◇さんは、◇◇◇◇という、ちょっと◇◇◇◇は遠いところにありまして、面積は少ないですし、なかなか管理ができないという状態でありました。ちょうど、そこで誰か、譲渡人を探しておったところ、◇◇◇◇さんが、ちょうど隣接にあり、話がまとまったようですので。◇◇◇◇さんは熱心にいろいろと、ブルーベリー等々を栽培しながら、積極的にやられておりますので、何ら問題はないと思います。

《酒井委員》

145番について説明をさせていただきます。◇◇◇◇さん、◇◇◇◇されるということで、◇◇◇◇をもともと隣に住んでおりました◇◇◇◇君に買って欲しいというようなこと、お話がありましてですね、◇◇◇◇の方へ出るということで話がまとまりまして。◇◇◇◇君についてはですね、それまでも◇◇◇◇に、◇◇◇◇ではありますが農業をしておりますので、何ら問題ないと思われます。

《門脇委員》

146番について説明いたします。◇◇◇◇さんは以前、◇◇◇◇さんと同じ◇◇◇◇で住んでおりました、◇◇◇◇ということで、畑の面倒見ることもできないので、ちょっとお願いしますよって話は済んだそうです。お2人共、しかも◇◇◇◇ということもありまして、何だ問題ないと思っております。以上です。

《渡邊与志樹委員》

147番について説明いたします。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇で、農地の管理が負担となっております。耕作者を探していたところ、同地域で農業に取り組む◇◇◇◇さんとの間で、所有権移転で話がまとまりました。適正な取引であると見て、同意しました。

《大塚委員》

148番について説明いたします。◇◇◇◇君は地元でも有望な後継者の1人でございまして、◇◇◇◇を目指しておりましたところ、◇◇◇◇君との話し合いがまとまり、園地を譲渡していただくということになりました。ということで、所有権の移転ということでございます。何ら問題になるようなことはないと考えております。以上です。

《末光委員》

149番について説明いたします。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇さんの◇◇◇◇にあたります。一応◇◇◇◇さんは◇◇◇◇があり、◇◇◇◇君の方に◇◇◇◇ということで、それでまた、栽培してもらおうということで、何ら問題ないと思います。

《井上和久委員》

はい、失礼いたします。150番についてご説明申し上げます。報告第2号の3で、

取り下げというか、修正がございまして、それを受けての3条申請のやり直しでございます。これ地番に錯誤があったということで、この地域内の担当地域は国調も入っておりませんし、申請の際に◇◇◇◇さんがですね、ご自分で全部やられたと。土地家屋調査士も通してなかったということで、このようになりました。先月ご説明したように、譲受人の◇◇◇◇さんは◇◇◇◇もおられましてちゃんと後継者もおられますので、◇◇◇◇ですが大丈夫です。

《氏原委員》

151番について説明いたします。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇に住まれており耕作ができないということで、耕作をしてくれる人を探しておりましたが、熱心に農業されている◇◇◇◇さんが耕作するというので話がまとまり、所有権移転をするということになりました。何ら問題ありません。

《和田代行》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《和田代行》

意見がないようですので採決をいたします。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）に基づき、小清水委員の退席を求めます。

お諮りいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

《和田代行》

挙手全委員であります。よって議案第1号は原案のとおり承認することと決定いたします。小清水委員の入室を認めます。

《庵崎局長》

それでは、第1号議案が終了しましたので、第2号議案から再び小清水会長が議長の方を努めます。

《 会 長 》

それでは、続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書9ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、今月の申請は、倉庫・駐車場敷地が1件の申請でございます

申請の詳細、担当委員につきましては、議案書の確認をお願いします。10ページに位置図を添付しております。

転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員の意見を行います。

《小清水委員》

本案件につきましては、◇◇◇◇がですね、◇◇◇◇さんの土地を以前から買収しておったものでございます。登記ができなかったということで、もう倉庫も建設済みでございます、始末書も提出されております。

そういう事情でございます。今回、税金がまだかかっているんだがということで話がございまして、登記ができてないということが分かったということで、今回の議案の上程ということになった次第でございます。以上です。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われます農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員でございます。よって議案第2号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第3号宇和島農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたし

ます。

事務局より説明を願います。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書11ページをご覧ください。

議案第3号宇和島農業振興地域整備計画の変更について説明いたします。

宇和島市長より農業振興地域整備計画の変更をしいたいため、意見を求められたものです。申請者は◇◇◇◇さんです。

除外申出の理由、対象農地は議案のとおりでございます。農用地区域から除外した後、自己住宅敷地を目的とした農地法5条申請を予定しております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《白井委員》

5番について説明します。3月28日に、小清水会長はじめ、農業委員会の事務局の方と、現地確認を行っております。今程ありましたように、今、住んでいる家がもう古くなって、また、将来親の介護もしていかないといけないということがありまして、土地が良い所を探していたんですが、もう、今の住宅の前の土地しかないということで、周りに園地はありませんので、変更について、除外については問題ないと思います。以上です。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第3号宇和島農業振興地域整備計画の変更について、承認されます農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員でございます。よって議案第3号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書13ページをご覧ください。

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、審議を依頼されたものです。公告予定年月日は、令和6年4月8日となっております。

1ページめくっていただきまして、14ページ、農用地利用集積計画ですが、利用権設定につきましては、新規24件 78,345.04 m²、更新19件 47,980.57 m²、計43件 126,325.61 m²となっております。所有権の移転につきましては、吉田地区で7件 7,655.61 m²となっております。今月の利用権設定の農用地利用集積計画につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしている、と事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《清家委員》

271番の説明をいたします。借り手となります◇◇◇◇さん、貸し手となります◇◇◇◇君。◇◇◇◇が◇◇◇◇まして、◇◇◇◇がなかなかできなくて、ついこの間、◇◇◇◇が終わったばかり、ということでした。それで◇◇◇◇君から、この子は◇◇◇◇に出て行っておりますので、こちらで農業をやることができませんので、隣接する田んぼがあります◇◇◇◇さんが、作りましょうということに相成りまして、賃貸借権の設定となりました。私も同席して確認を取っておりますので、問題はないと思います。以上です。

《宮河委員》

はい、失礼します。272番、273番、275番について説明いたします。利用権の設定を受ける◇◇◇◇さんは◇◇◇◇で米、野菜を作りをしてされています。◇◇◇◇ではできない果樹をやってみたいということで、畑を探していたところ、◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さんと話がまとまりました。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇であり、熱心に農業に取り組んでおられますので、問題ありません。

274番について説明いたします。利用権設定する◇◇◇◇さんは、◇◇◇◇のため畑の耕作が難しいということで、耕作者を探していたところ、◇◇◇◇さんが耕作するということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇であり、熱心に農業に取り組んでいますので、問題ありません。以上です。

《山口委員》

276番から278番を説明いたします。これは更新でありますし、◇◇◇◇さん、

設定を受ける◇◇◇◇さんはとても熱心な稲作農家でありまして、問題はないと思います。

《上甲委員》

279番、280番、説明いたします。いずれも更新でございます。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇でございますが、元気で農業経営に励んでおられます。何ら問題ないと思います。

◇◇◇◇さんは◇◇◇◇で、有機野菜の栽培に取り組んでおられます。何ら問題ありません。

281番、282番について説明いたします。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんは◇◇◇◇で、◇◇◇◇さんが耕作されていましたが、◇◇◇◇で農業ができなくなり、耕作者を探してたところ、近くで野菜を作られている◇◇◇◇君と話がまとまり、賃貸借権を設定することになりました。◇◇◇◇君は◇◇◇◇として◇◇◇◇で農業を営んでいる有望な人で、問題はないと思います。

《竹葉委員》

283番、284番について説明いたします。2件とも更新です。利用権の設定を受ける◇◇◇◇さんが2つの事案とも引き続き耕作されることを確認しております。◇◇◇◇さんは意欲的に農業に取り組まれており、問題ありません。

285番について説明します。利用権を設定する◇◇◇◇さんは、◇◇◇◇との思いで、隣接の農地耕作者である◇◇◇◇さんに耕作依頼をし、話がまとまりました。◇◇◇◇さんは真面目に農業に取り組まれ、また後継者も育てており、問題ありません。以上です。

《堀田委員》

286番から290番についてご説明申し上げます。これはいずれも更新でございます。◇◇◇◇は◇◇◇◇でございますけれども、ずっと◇◇◇◇さん、それから、◇◇◇◇さん、それぞれ熱心に農業されておりますので、何ら問題はないと思います。

《兵頭委員》

それでは、291番から294番に渡りまして説明させていただいたと思います。

これは◇◇◇◇という所で、その地域の水田を守るために、◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんが主となって、その地域の水田を守っておられます。その2人が、効率よく作業するために、◇◇◇◇さんの水田は◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さんの土地は◇◇◇◇さん。そして、◇◇◇◇さんの水田は◇◇◇◇さん。◇◇◇◇にいらっしゃる◇◇◇◇さんの水田は◇◇◇◇さんが、という形でお話がまとまって、新規にという形のお話でございます。2人共地域を守るために頑張っておられる方々なので、問題はないと考えております。

《末光委員》

295番について説明いたします。◇◇◇◇さんの水田を、5年間ですかね、5年間で新規になると思いますが、◇◇◇◇さんが新規に稲作栽培をするということです。以上です。

《和田委員》

296番についてご説明いたします。◇◇◇◇さんは、◇◇◇◇のため耕作者を探しておりました。◇◇◇◇さんが耕作することで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業に取り組んでいますので、問題ないと思います。

《佐々木委員》

297番について説明をいたします。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇であり、◇◇◇◇さんが予てより農地を経営をしておりました。◇◇◇◇は◇◇◇◇であり、◇◇◇◇さんのご夫婦、そして息子さんと共に熱心に農業を営んでおります。また、更新であり、何ら問題はありません。

《氏原委員》

298番について説明いたします。この案件は更新であります。設定を受ける◇◇◇◇さんは真面目に農業に取り組んでおり、今までどおり耕作することで、問題ありません。

《白井委員》

はい、299番についてご説明いたします。これは更新でございます。◇◇◇◇さん、熱心に農業されていますので、何ら問題はございません。

300番につきましては、◇◇◇◇さん、近く、◇◇◇◇さんの近くで実際に農業、みかん作りを行っています。◇◇◇◇さん、◇◇◇◇で誰かいい人がいないか探しておりました時に、◇◇◇◇さんが新規に利用権の設定を受けるということになりましたので、何ら問題はございません。以上です。

《武内委員》

301番から303番の説明をいたします。

なお、301番、302番につきましては、担当委員の梶原委員がご欠席されておりますので、代わりに説明をいたします。

まず301番、利用権を設定する◇◇◇◇さんは、◇◇◇◇になり耕作ができなくなったため、◇◇◇◇さんが耕作をされるということです。◇◇◇◇さんにつきましては耕作の実績が十分ございますので、問題ないと思われま。

続きまして302番につきましては、利用権を設定する◇◇◇◇さんにつきましては◇◇◇◇にお住まいということですので、代わりに◇◇◇◇さんの方が耕作をされるということです。◇◇◇◇さんにつきましては、この地区で手広く水稻関係をされておりますので、特に問題はないと思われま。

303番につきましては、こちらの部分は更新でございます。現状どおり、◇◇◇◇

さんが引き続き耕作をされるということです。特に問題はないと思われま

《小清水委員》

304番、305番についてご説明いたします。304番の◇◇◇◇さんは◇◇◇◇
◇ですが、◇◇◇◇農業をやられてないということで、これまでも◇◇◇◇が耕作を
しておりました。更新の案件でございまして、何ら問題はないと思っております。

305番につきましては、◇◇◇◇さん、◇◇◇◇になりましたので、今回、◇◇
◇◇に新規で委託するという事になっております。何ら問題はないと思います。

《森崎委員》

306番についてご説明いたします。◇◇◇◇になりまして、その◇◇◇◇さんが
所有権を持っておるんですが、この度、◇◇◇◇さんに利用権を設定することになり
ました。◇◇◇◇さんはもう非常にやり手の若い人で、何ら問題ないと思いま

《河野秀雄委員》

307番から310番まで報告をいたします。

まず、307番。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇のため、◇◇◇◇さんに耕作者を依頼す
るということで話がまとまり、◇◇◇◇さんは熱心に農業に取り組んでおりまして、
問題はありません。

308番、◇◇◇◇さんは、◇◇◇◇さんから新規に耕作をするということで話が
まとまり、また、◇◇◇◇さんは農業に真面目に取り組んでおりますので、問題はあ
りません。

309番、◇◇◇◇さんは耕作者を探していたところ、◇◇◇◇さんがやるという
ことで、◇◇◇◇さんは熱心に農業に取り組んでおりまして、何ら問題はありません。

310番につきましては、◇◇◇◇さんは◇◇◇◇で新たに耕作者を探していたとこ
ろ、◇◇◇◇さんがするという事で話がまとまり、◇◇◇◇さんは熱心に取り組ん
でるということで、何ら問題はありません。以上です。

《若藤委員》

311番と312番について説明します。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんは◇◇◇◇
にあり、◇◇◇◇さんは熱心に耕作されており、何ら問題はございません。

《早稲田委員》

313番について説明いたします。これは更新です。◇◇◇◇さんは真面目に農業
に取り組んでおります。19年という長い期間ですが、特に問題はないと思われま

《森崎委員》

失礼します。12番について説明をいたします。所有権を移転する方は、◇◇◇◇
さんです。◇◇◇◇さんの方は◇◇◇◇になりましてやり手を探しておったところ、
◇◇◇◇さんが作る事になりました。この方は◇◇◇◇で非常に熱心なので、何ら

問題ないと思われます。

《上谷委員》

13番について説明いたします。◇◇◇◇さんは、今回出ております◇◇◇◇さんの園地を通して自分の畑に行っていたわけなんです、今回、所有権の移転ということで、双方話がまとまりました。

《加賀山委員》

14番について説明します。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇ということで、耕作をしている人を探していましたが、熱心に農業されている◇◇◇◇さんが耕作をする、ということで話がまとまりました。所有権を移転するということです。何ら問題ありません。

《躰長委員》

15番から18番まで説明をいたします。15番は、◇◇◇◇さんは◇◇◇◇のために耕作ができないということで、耕作者を探していました。熱心に農業をされている◇◇◇◇さんが耕作をするということで、所有権を移転するものです。

16番は、◇◇◇◇さんが◇◇◇◇をしたいということで、◇◇◇◇さんと話がまとまり、◇◇◇◇さんの農地を所有権を移転して耕作するものです。◇◇◇◇さんは熱心に農業をされております。

17番は、◇◇◇◇さんが◇◇◇◇をしたいということで、◇◇◇◇さんと話がまとまりました。◇◇◇◇さんの農地を所有権を移転して耕作するというものです◇◇◇◇さんも、熱心に農業をされております。

18番は、◇◇◇◇さんが◇◇◇◇のため、耕作していただく方を探しておりました。◇◇◇◇したい、と農地を探していた◇◇◇◇さんと話がまとまりまして、所有権を移転して耕作するものです。いずれも問題はないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。ここで、農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）に基づき、山口委員、森崎委員の退席を求めます。

お諮りいたします。

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

《 会 長 》

はい。挙手全委員であります。よって議案第4号は原案のとおり承認することと決定いたします。山口委員、森崎委員の入室を認めます。

以上で令和6年4月定例総会の議案を終了いたします。

決議を明確にするため、本議事録を作成しこれに署名する。

議長（会長）

議事録署名人

議事録署名人
